

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成26年度第三回東村山市保育料等審議会			
開催日時	平成26年12月10日(水) 19:00~21:00			
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室			
出席者及び欠席者	●出席者： (委員) 杉山浩章会長、遠藤剛之職務代理、武城順子委員、磯村智香子委員、上町正美委員、比留間康昌委員 (市事務局) 野口子ども家庭部長、野々村子ども家庭部次長、高柳子ども育成課長、半井児童課長、小町児童課長補佐、大石子ども育成課保育・幼稚園係長、上野子ども育成課主事、嶋崎子ども育成課主事、柳田子ども育成課主事 ●欠席者：渡邊 儀一郎委員			
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	2名
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 議事 (1)子ども・子育て支援新制度における保育料等について 4. その他			
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係 042-393-5111 (内線3198)			
会 議 経 過				
1. 開会 2. 事務連絡 3. 議事 (1) 子ども・子育て支援新制度における保育料等について ・会長 平成26年8月21日に渡部市長から子ども・子育て支援新制度における保育料等についての諮問をいただいた。今回は、新制度における保育料について国の考え方及び市の考え方について、事務局から説明したうえで各委員からのご意見やご質問をいただいた。会議後に意見がある場合には、別途意見表を事務局まで提出することになっていた。 提出していただいたご意見について、事務局から説明を受けたい。 ・子ども育成課長 12月2日までに3名の委員から意見及び質問をいただいた。質問に関しては、当該委員の方				

へ回答をしているため、ここでは、主に意見を紹介する。

- ・1号認定児、2号認定児それぞれ施設を問わず、同一階層は同一の基本利用者負担としていただきたい。
- ・保育所の保育料に関しては、市独自で軽減を行っているが、平成27年度の国基準比率の状況を踏まえ、平成28年度において国基準比率50%になるよう改定すべきである。
- ・幼稚園と保育所等の保護者負担については、新制度開始後、実績を踏まえ検証すべきである。

[配布した資料1について説明]

・会長

ご意見があれば、事務局より回答いただく。本日は、答申案の審議がメインであるため、ただいまの説明でよろしいか。

・A委員

所得税額と、市町村民税の所得割額では数字が異なるが、同じ階層に一致するのか。

・子ども育成課長

逆算をして、所得税額が年少扶養控除も考慮して再算定しなくても済むように、市町村民税に置き換えて対応するように反映している。

・B委員

保育標準時間認定と保育短時間認定で保育料が数百円の違いということについて、保育短時間認定の方はコアタイムから少し外れただけで延長料金が発生する。延長料金の設定はまだわからないが、今まで通りの延長料金だと、保育短時間認定の人は延長料金を払うと保育料が保育標準時間認定の保育料を超えてしまう。それはいかがなものか。

・C委員

朝、8:15分ごろに子どもを預けに行くと子どもが2、30人既にいる状態の中で、新制度に移行すると、その方々がどうなるのかについて、不安がある。

自分が通っている保育所では、9時からがコアタイムだから、45分間の延長料金が発生することになる。保育短時間認定された人は、保育標準時間認定された方がよかったという結論になりかねない。保育短時間認定の人が、通常の保育料が一月につき数百円安くなったとしても、一回延長しただけで逆に保育標準時間認定より高くなってしまうということは問題なのではないか。

国の基準の▲1.7%の差額という根拠をここであてはめるといったことはどういう判断があつて東村山市で同じ基準を適用するという事なのか。

・子ども育成課長

既存の入所されている保護者については保育短時間認定を希望しない場合には、標準時間認定とさせてもらう。

来年4月から入園される保護者に対しては、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分を設けることになる。

保育短時間認定を受けた場合には、保育所を最長8時間利用できるが、勤務時間帯との関係から施設のコアタイムを超えて利用せざるを得ないケースについては、国が考え方を整理し、区市町村に追って提示をすることになっている。

[教育・保育のしおり【利用案内編】P27の延長利用のイメージを参照しながら説明]

保育短時間認定で延長保育を何回か使ったら保育標準時間認定と保育料が逆転してしまうことが想定されることから、国に市町村へ考え方を提示するよう求めている。当市に限らず近隣の市町村を含めてこの件は課題となっている。

・会長

国の基準の提示もこれからだというのがこれでいいか。

・B 委員

保育の必要量の区分について、上の子どもは保育標準時間認定、下の子は保育短時間認定になるというケースはどのくらいあるのか。多数あるのか、レアケースなのか。その割合はわかっているのか。

・子ども育成課長

【教育・保育のしおり【利用案内編】P9 下段を見ながら説明】

保育短時間認定の要件は、就労の要件の場合だと月に 48 時間以上 120 時間未満かつ月 12 日以上の就労で要件を満たす。逆に両親が月に 120 時間以上働いていると、保育標準時間認定となる。

就労時間の算定は、実働時間に加えて休憩時間や通勤時間も考慮する。申請を締め切ったばかりなので、保育標準時間認定、保育短時間認定の割合は申し上げられる段階ではない。

就労時間が月 48 時間に満たない場合には、一時保育事業等を利用することで対応してもらうことになる。

・会長

資料 2 の答申案について、前回提案した保育料を 3 月議会で条例改正を行う必要があることから、前回の審議会の各委員のご意見や意見書を考慮し、職務代理と調整し、本日配った答申案を作成した。

答申案の中身はそれぞれの項目において、今までの審議会の議論、委員の意見に触れながら、作成している。

[資料 2 子ども・子育て支援新制度における保育料についての答申案の 1, 2, 3, 4 の説明]

・C 委員

4 (3) について検証するだけで、見直しをするというニュアンスは含まれていないのか。

・会長

検証するということは、今後の審議会の中でご意見等をいただくということも含まれている。

・A 委員

4 (2) 「改正実施時期」についてだが、「本答申による改定」となっているが、これは法律用語なのか。

・子ども育成課長

改定が正しい。表現を改定で統一した方がよい。

・C 委員

4 (3) の「検証すべき」の表現が心配である。

意見を言っただけで終わってしまうのでは、この審議会の意味がなくなってしまうのではないのか。

・会長

今後答申については、条例改正を行うことが今後考えられていることから、その点も含めて答申書では、「検証すべき」の表現にした。

[答申書 5 について説明]

・B 委員

5 (1) ③のところ、「50%となるように改定すべきである」という表現は、平成 28 年度は

保育料を絶対に値上げしなさいと言っているように聞こえる。

「状況を踏まえ、検証をする」という表現ではだめなのか。

国基準比率 50%へ向けて、実情を踏まえ検証していくべきではないのか。

・D 委員

本来の国基準比率は 100%なのだが、様々な経緯により低く抑えられているが、年々保育料は高くなってきており、50%は一つの目標としてそれに近づいている。

表現がきついというようなことであれば文言を改めてもいいが、私の考えとしては、各市の平均が 49.8%であることから、平成 28 年度ではおそらく 50%に到達するのではないかと。決して無理な数字ではないと考える。

・C 委員

無理か無理でないかは別として、「改定すべきである」という文言には違和感を感じる。

改定すべきという根拠が不明確であるし、保護者の負担が増えることに対してそれをすべきとするのは疑問を感じる。

せめて「望ましい」という表現ならわかるが、改定すべきかどうかを問われると、保育園に通わせている立場としては改定しないでほしいというのが意見である。

・会長

事務局の方から前回の保育料の改定も含めて、今のご指摘について意見はあるか。

・子ども育成課長

もともと従前の保育料等審議会で 50%に近づけていくという案はあった。以前の任期の際にも 50%から差が離れてから一気に改正するのもどうなのかという意見をいただいた。

27 年度の状況をまだ予測することはできないが、状況を踏まえてその状況がどれくらいか離れているのか、していないのかということもあると思う。

・B 委員

だからこそ「検証すべき」の文言に変えるべきではないのか。

前回改定された時、10 年くらい何も改定していなかったのに、2 年かけて上がっていったのはいい状態でないから継続して検証していくべきとの意見があったはずである。あくまで検証はしていくべきだしやればよいと思う。

27 年度に新制度が動き出した直後の 28 年度の改正は現実難しいのではないのか。制度が動いている途中だからこそ新しい制度の上で「状況を検証すべき」という文言に変えるべきではないのか。

・D 委員

文言の問題であるので、きつく感じるのであれば、「望まれる」等の表現でもよいのではないかと。

・子ども育成課長

先ほど紹介させていただいた 3 点の意見を踏まえた記載となっている。

・D 委員

4 (3) ①で検証すべきという文言を使っている以上、「検証する」としても違和感はない。

・B 委員

職務代理の意見を受けて書いているが、この場の総意として挙がっていくのであれば、挙がってきた意見につき責任をもって、個々の委員が総意として出せるかどうかを考えてもらいたい。

・会長

事務局の方で、「改定すべきである」と言い切るのか、「検証する」と表現するのか。

・D 委員
私は変更しても構わないと思う。

・A 委員
「改定すべき」を「検証する」に変更すればいい。
答申案だから決定的な表現は避けた方がいいのでは。

・会長
「改定すべき」を「検証する」に文言整理をさせていただく。

全委員了承。

・会長
[答申案 6, 7 の説明]

・A 委員
毎年保育料等審議会は、年度ごとに終わっていくのか。

・会長
任期は 2 年である。平成 27 年度も同じメンバーで行う。

・A 委員
本年度は 3 回行ったが、来年も 3 回なのか。

・会長
回数等については、審議の内容等により市との調整で決めていく。

・A 委員
4 月から新しい制度になるとすれば、来年度の審議会の開始時期はやはり 8 月頃なのか。

・子ども育成課長
新制度に移行してみて実情はどうかを各委員に早めにお知らせしたいが、資料が提供できる段階になったら、平成 27 年度の一回目の審議会を開催したい。

・会長
なお、本日ご欠席の E 委員には、会議前に事務局より答申案を配布していただき、特に異論はないという報告を受けている。

表現の微細な修正に関しては私に一任していただくという形で答申案は承認されたということでご理解いただきたい。答申案が承認されたということで、私が代表して 12 月末までに渡部市長に提出させていただく。

全委員了承。

4. その他

・子ども育成課長
[保育標準時間認定と保育短時間認定の仕組み・保育料について、教育・保育のしおり【利用案内編】 P27、P45 を用いながら説明]

保育料に関しては、当市のみならず、全国の市区町村での課題となっている。保育短時間認定でコアタイムから外れてしまう方の対応については早急に国の方が整理をして提示をすることになっている。

P45 下段について、保育短時間認定の方が延長保育を利用する場合、1 時間単位ではちょっと難しく、30 分単位が適当かつ現実的ではないかという意見が出ている。今は 1 時間 500 円とし

ているが、200円以内で設定するのがいいのではないかとということで延長料金を進めていくという意見もある。

もともと保育料の国基準比率 100%を取った場合でも保育標準時間認定と保育短時間認定では数百円の違いである。当市は国基準比率 50%程度であるため、その差はさらに縮まることになる。

そこは国の考え方を確認したうえで保護者に提示していきたい。

閉会

<終了>